

○農林水産省  
国土交通省告示第一号  
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（令和六年農林水産省国土交通省告示第一号）の一部を改正する告示を次のように定め、同法の施行の日から施行する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

第四の三中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。